

室内空気の快適環境の管理指標と改善策

環境・健康

事務所則での室内空気的环境基準等は、『事業者が最低限守るべき基準』であって、『快適な職場環境の基準』ではありません。

この快適な環境の条件を示す資料として、1971年に労働省から中央労働災害防止協会へ『快適環境条件』について諮問され、同協会での研究委員会（委員長 三浦豊彦氏）で作成された試案（ビル事業所において適当と考えられる労働環境条件）があります。

下記表に、この思案で示されている条件を指標値とする、室内空気の快適環境の管理指標と改善策を示しました。

表. 室内空気の快適環境の管理指標と改善策

測定項目	環境管理指標		改善策	
浮遊粉じん量	喫煙による空気汚染の指標	0.15mg/m ³ 以下	・換気をよくする ・禁煙、空間分煙の実施	
一酸化炭素	不完全燃焼の指標 喫煙による空気汚染の指標	検出されない	・換気をよくする ・禁煙、空間分煙の実施	
二酸化炭素	換気量の指標 人による空気汚染の指標	1000ppm 以下	・換気をよくする ・気積を10m ³ /人以上とする	
気流	体の疲れ・冷房病等に関係	0.5m/s 以下	・風向、風速を調整する	
室温	作業性・快適性の指標		・冷暖房設備により室温をコントロールする	
		座業		軽作業
		夏		冬
相対湿度	不快性・快適性の指標 インフルエンザ感染と関連	50%～60%	・加湿あるいは除湿する ・空調を行なう	

kes サポート

目的	課題	kes サポート
把握	職場巡視、衛生診断	労働衛生コンサルティング
	事務所等の作業環境の状況	作業環境測定
	供給空気の清浄度	供給空気の清浄度測定
	作業環境関連設備の性能	作業環境関連設備の性能検査
改善	事務所等の作業環境の改善	作業環境関連設備の改善、設置
教育	労働衛生意識の向上	労働衛生教育